



その1 ~申請書を提出するまで~

- * 児童通所サービスとは、障害や発達に特性のある18歳以下のお子様^{こさま}に療育^{りよういく}を提供するものです。
- * 他の市町村で通所受給者証^{つうしよじゆきゆうしやししよ}を持っていても、再度申請^{さいどしんせい}→受給者証^{じゆきゆうしやししよ}の交付^{かうふ}を待つ必要^{ひつよう}があります。
- * 申請^{しんせい}は、利用開始^{りようかいし}の2~3か月前^{げつまえ}にお願いします。申請^{しんせい}からご利用^{りよう}まで、1~2か月^{げつ}かかります。
- * 新年度^{しんねんど}が始まる4月^{がつ}や夏休み^{なつやすみ}、冬休み^{ふゆやすみ}前は、通常^{つうじょう}よりお手続き^{てつづ}きに時間^{じかん}がかかります。

申請書を提出するまでの手続きについて

明石市でのお住いが決まったら、以下のお手続きにお進みください。

1 下のいずれかに当てはまるかを確認する

- 身体・療育・精神^{しんたい りよういく せいしん}のいずれかの障害者手帳^{しやうがいししやてちやう}を持っており、引継ぎ^{ひきつぎ}をする予定^{よてい}である。
- 支援学級^{しえんがくきゆう}か支援学校^{しえんがっこう}に通学^{つうがく}しており、明石市^{あかしし}でも同じよう^{おな}に在籍^{ざいせきてつづ}手続き^{てつづ}をしている。
- 発行^{はつこう}から1年以内^{ねんい}の医師^{いし}の診断書^{しんだんしよ}が「療育^{りよういく}が必要^{ひつよう}」と書^かかれた意見書^{いけんしよ}をもっている。

2 お子様^{こさま}が通う事業所^{かよ じぎょうしよ}を決める

- ① お子様^{こさま}と一緒に^{いっしよ}事業所^{じぎょうしよ}を見学^{けんがく}する。
- ② 事業所^{じぎょうしよ}に空き^あがあることを確認^{かくにん}する。
- ③ お子様^{こさま}が週1回以上^{しゅう かいじゆうかよ}通うことを事業所^{じぎょうしよ}と約束^{やくそく}する。



・放課後等^{ほうかごとう}デイサービス
・児童発達支援^{じどうはつたつしえん}
・計画相談支援^{けいかくそうだんしえん}
など、事業所^{じぎょうしよ}の連絡先^{れんらくさき}
一覧^{いちらん}が別^{べつ}にありますの
で、ご活用^{かつよう}ください。

3 相談支援事業所^{そうだんしえんじぎょうしよ}を決める

- お子様^{こさま}のサービス^{りようけいかく}の利用計画^たを立てたり、個別相談^{こべつそうだん}に応^{おう}じる事業所^{じぎょうしよ}を1つ決める。
お子様^{こさま}が通う事業所^{かよ じぎょうしよ}とは別^{べつ}になります。
- どちらの事業所^{じぎょうしよ}にするか、ご希望^{きぼう}がなければ、市^しが代わり^かに選^{えら}ぶこともできます。

1、2、3の準備^{じゆんび}ができれば

裏面^{うらめん}の「その2~申請書^{しんせいしよ}
の提出^{ていしゆつ}からご利用^{りよう}まで~」
につづきます。

市役所^{しやくしよ}に申請^{しんせい}します

申請書^{しんせいしよ}は市役所^{しやくしよ}にあります。市役所^{しやくしよ}に来ていただき、その場^ばで書^かいて提出^{ていしゆつ}するか、
ご自宅^{じたく}に郵送^{ゆうそう}し、記入^{きにゆうご}後^{ゆうそう}、郵送^{ていしゆつ}で提出^{ていしゆつ}することもできます。



たしちょうそん たけん あかしし ひっこ じどうつうしょ りよう なが
【他市町村・他県から明石市へお引越しされる方】児童通所サービスご利用までの流れ

その2～申請書の提出からご利用まで～



*申請から児童通所サービスのご利用まで、1～2か月かかります。



申請時に提出するもの

- ◎ 児童通所サービス等給付申請書(ピンク色の用紙)
※明石市の住所をお書きください
- ◎ 世帯で1名様分の本人確認書類のコピー
- いずれかの手帳のコピー(手帳を要件にする方のみ)
- 診断書か医師意見書のコピー(持っている方のみ)
- 健康保険証のコピー(明石市立ゆりかご園に通う方のみ)

申請書

提出白

本人確認書類には
・運転免許証
・マイナンバーカード
などがあります。

2週間～1か月後

市役所の職員と面談

- 市役所職員より電話をしますので、そこで面談の日程調整を行います。その後、お子様と保護者の方と一緒に市役所まで来ていただき、面談をします。
- 面談の際は、母子健康手帳をお持ちください。

面談日

相談支援事業所の職員と面談

- 相談支援専門員が自宅等に訪問し、面談をします。
- 面談後、相談支援専門員が障害児支援利用計画案を作り、保護者の方に内容をご確認いただいてから、市役所に提出します。

面談日

明石市へ転入すると、他市町村で利用していた受給者証は終了し、明石市で交付されるまで通えなくなります

その他、お子様と保護者の方がすること

- 明石市へ転入(住民票を移す)する。
- 住民票の変更が、障害福祉課で確認できるまで時間がかかるため、移した後、ご連絡をいただくと手続きがスムーズです。

面談日

市役所で住民票・課税情報が確認できたら

- 受給者証が発行され、自宅に郵送されます。住民票を移した当日には発行できません。
- 届いた受給者証を、通所する事業所へ提示し、契約すると児童通所サービスをご利用いただけます。